



# みずの通信

## 水野会計事務所

500-8288 岐阜市中鶉 3-70-7  
TEL058-273-2484 FAX058-273-2416

2013. 2

## 税 制

自民党税制改正大綱が1月中に発表されると言われていますので、この「みずの通信」が皆様のお手元に届くときにはすでに発表されているかもしれませんが、この原稿を書き上げているときは未発表でした。詳細は来月号になります。

自民党税制大綱については色々な報道がありますが、緊急性を要する情報は、やはり太陽光発電システムの即時償却制度が延長される予定だということでしょう。

太陽光発電システムは今、大人気で、これから契約しても、とても期限の3月31日までに完成することはできません。この制度が延長されることにより、さらに太陽光発電システムの注文が活況を呈することになりそうです。



- 1 自宅のシロアリ駆除は雑損控除の対象になります。
- 2 通勤用の自家用車の災害による損失は雑損控除の対象となります。つまり自家用車が日常生活に必要不可欠の自動車かどうかで判断されます。
- 3 災害、盗難、横領が雑損控除の対象となりますが、詐欺は対象となっておりません。よって、「俺おれ詐欺」の損失は雑損控除の対象となりません。
- 4 知人に貸し付けたお金の貸倒損失は、災害、盗難、横領のどれにも該当しませんので、雑損控除の対象とはなりません。しかし、有利子で知人に貸し付けたお金の利息は雑所得となりますから、その貸付金が貸倒れた場合は、その損失は雑所得の必要経費となります。  
公的年金は雑所得ですから、公的年金等がある場合は、その公的年金所得等と通算できることとなります。  
それに対し、給与所得や不動産所得等のみの人は、通算できないこととなります。  
なお、あくまで有利子であって、無利息の場合は通算できません。  
通算後、雑所得が赤字となった場合は、他の所得と通算できません。  
ちっとも利子を払ってくれなかったから、ずーっと利息を雑所得として申告してこなかったと言う人もいると思います。未収であっても所得は申告すべきだからです。ただ、雑所得の場合は、貸倒が生じた場合はそもそもその収入金額がなかったものとされますから、受け取れなかった利子を過去、申告しなかったことで大きな問題になることはありません。
- 5 競馬の懸賞金は一時所得とされ、他のはずれ馬券の損失と通算できないこととされています。  
つい最近、新聞でも話題になりましたが、大阪国税局が、競馬をシステム化し、株式と同じように反復継続、繰り返し購入、トータルとして利益を上げた場合でも、雑所得として認めず、一時所得として課税するというのがありました。  
例えば、何度も馬券を購入して、外れ馬券が5000万円、当たり馬券が3000万円の場合、トータル2000万円の損失なのですが、3000万円の所得として申告することになります。踏んだり蹴っ

たりになります。

不合理な気がします。

競馬で生活している人は、事業所得ではないかと思うのですが、ならば、雑所得もありだと思  
うのですが。裁判の行方はどうなるのでしょうか。(国税不服審判所では、大阪国税局の考えを支持  
しています。)

なお、国税庁は、競馬の懸賞金の申告漏れを防ぐため、源泉徴収制度を取り入れることも検討  
中だそうです。

- 6 俳優の坂東英二氏の脱税報道がありました。そのため数多くのレギュラー番組の降板となりま  
した。脱税した金額以上の損失となるでしょう。

すごく稼いでいた税理士さんが脱税で業務停止になることもあります。

なぜそんなバカなことを、とってしまいます。

断ち切れない悪魔のささやきがあるのでしょうか。



- 7 死亡した人の死亡した日以後に支給期の来る給料賞与は、死んだ人の給与所得とはなりません。  
それを除いたところで確定申告、年末調整をすることになります。

そして、その給料賞与は、未収入金として相続財産に計上し、相続税の対象とします。

また、その給料賞与を受け取った相続人の何らかの所得として申告する必要があるかといえば、  
その必要はありません。相続税で納税は完結します。つまり、その分、給与の所得税が得？する  
ことになります。

同様に、死亡後に支払われた入院給付金等は、相続財産として相続税の対象となり、所得税の  
課税の対象とはなりません。ただし、もともと入院給付金は所得税法上非課税ですので、前述の  
給与の話と比べて相続税が損したような気がします。そして入院給付金は医療費控除のマイナス  
項目とされていますが、相続税の対象となったからマイナス項目から外してよいとは法文上読め  
ません。色々考えてはみましたが、仕方がないか、という感じです。

- 8 メガネやコンタクトレンズの購入費用は一般的に医療費控除の対象となりませんが、レーシ  
ックの手術費用は医療費控除の対象となります。(眼鏡、コンタクトレンズも治療の一環であれば  
医療費控除の対象になります)

- 9 インフルエンザ等の予防接種は医療費控除の対象となりませんが、B型肝炎の患者を同居の家  
族に持つ人のB型肝炎の予防接種は医療費控除の対象となります。

- 10 体が悪いからと整体師による治療を受けた場合でも、整体師は医療費控除の対象の治療とはさ  
れません。柔道整復師(接骨院)、鍼灸師、あん摩師による治療は医療費控除の対象となります。

## つれづれ



60歳になったので、映画が1,000円になりました。お陰様で、1人、気軽に映画を観ることができ  
るようになりました。ただ、窓口で「60歳です。」とって証明書を出そうとすると、「結構です。」  
と言われます。見ればわかるということでしょうか、「えーっ、ウソでしょう。証明書を見せてくだ  
さい。」とはならないのです。複雑な気持ちです。

SF映画の「ルーパー」、極めて面白いです。ちょっと、気晴らしに、と思ったら、ばっちりです。  
おバカな設定の映画ですが、大真面目に、しっかりと創っていますから、ハラハラドキドキ、飽きさ  
せません。ラストもばっちりです。派手なアクション映画ではありません。

折々に 伊吹をみては 冬ごもり(芭蕉)

